

第5期 雲南市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 平成28年6月23日(木) 13:30~14:48

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(30名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	8番 高橋敬二	9番 永井尚二	10番 周藤寛洲
11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣	14番 高田 耕
15番 青木征温	16番 内部武雄	20番 中西康一	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	26番 岡田 伸	28番 川上蘆求
30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義	35番 宇都宮敏章
36番 石橋義明	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(7名)

6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	17番 柳原昌広
18番 白築 進	19番 白築美雄	21番 嘉本輝雄
33番 藤原 好		

遅刻届出委員(1名)

25番 錦織邦男	27番 持田明典	29番 山本裕子
34番 山本博子		

5. 事務局又は説明者

事務局長 長妻英文	統括主幹 女鹿田比文
主 幹 白築 香	主 幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第145号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について
- ・議第146号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第147号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第149号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第150号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第151号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は26名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第24回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番藤原修至委員、12番橋本 博委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p>
23番	<p>23番〇〇です。6月認定審査会の資料が付いていますが、〇〇さんと〇〇さんの生年月日が平成30年、平成26年となっています。どういふことでしょうか。</p>
事務局	<p>平成ではなく昭和の間違いでした。大変失礼をいたしました。</p>
議 長	<p>訂正をさせていただきます。他にございませんか。 以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。 それでは最初に、「議第145号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出につ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>いて」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。「議第 1 4 5 号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」であります。</p> <p>雲南市都市計画推進委員会委員は 4 名の方にお出かけいただいております。現委員の任期は、平成 2 8 年 6 月 3 0 日までです。これから選出いただく方の任期は、平成 2 8 年 7 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 1 9 日です。現在の委員は、大東町は中西康一委員、加茂町は青木征温委員、木次町は橋本 博委員、三刀屋町は白築美雄委員の 4 名です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>この案件については、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
1 6 番	<p>1 6 番〇〇です。議第 1 4 5 号は人事案件でございます。1 6 日の運営委員会で協議しまして、任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いするかたちを取っているところです。先ほど、事務局から現在の委員さんの発表があったところですが、皆さん方のご賛同が得られれば、大変でしょうが引き続き任期いっぱい其々の委員にお務めいただければと思います。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに運営委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 先ほど、運営委員長より留任ということで発言がありました。 お諮りいたします。</p> <p>「議第 1 4 5 号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」は、現在の委員の、大東町は中西康一委員、加茂町は青木征温委員、木次町は橋本 博委員、三刀屋町は白築美雄委員を留任とし選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第145号 雲南市都市計画推進委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第146号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第146号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」であります。</p> <p>現在、雲南市都市計画審議会委員には、会長である加藤一郎委員にお出かけいただいております。任期は、平成28年7月8日までです。今後の任期は、平成28年7月9日から平成29年7月19日です。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>この案件につきましても、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。議第146号も同じく人事案件でございます。先ほどの議第145号と同様に、引き続き会長にお務めいただければと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>先ほど、運営委員長より留任ということで発言がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第146号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、現在の委員の、加藤一郎を留任とし選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第146号 雲南市都市計画審議会委員の選出について」は、提案</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第147号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第147号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田、現況荒廃農地2筆で面積は合計で533㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇郡〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「以前より労力不足、日照不足等で耕作しておらず山林原野化してしまった」ということです。現況が荒廃農地で確認は農業委員さん1名と事務局で行っております。確認委員は〇〇委員さんで6月2日に現地確認を行っております。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第147号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>よって、「議第147号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>つづきまして議案書12ページ「議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>13ページをご覧下さい。6件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は1,873㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡す」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10アール当り100,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外9筆、地目は登記簿、現況とも田8筆、登記簿、現況とも畑2筆、面積は合計で6,527㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため後継者に譲り渡す。」という事です。譲受人は、〇〇市〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」という事です。△△△△さんは〇〇市在住ですが□□さんの息子さんでこれまでも実家で農作業に従事しておられたものです。土地代は親子ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも畑2筆、面積は合計で912㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの共有名義です。申請事由は、「本人の希望により譲り渡す。」という事です。譲渡人は□□さんの息子さんの奥さんと息子さんです。本人は今年亡くなられて奥さんと息子さんが相続されたものです。譲受人は、申請番号2番と同じ△△△△さんで亡くなられた息子さんのお兄さんにあたります。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。」という事です。土地代は親族ということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外8筆、地目は登記簿現況とも田5筆、登記簿現況とも畑4筆で面積は合計で8,245㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に貸し付ける。」という事です。借受人は、同居家族で息子さんの△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する」という事です。以前に3条使用貸借により経営移譲されていたものですが契約</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>が満了しておりこの度、再契約をされるものです。土地代は無償で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも畑、面積は33㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。申請地は△△△△さんの自宅のすぐ前の土地でこれまでも管理をされていたということで、土地代は無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿現況とも田で面積は合計で1,800㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇郡〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢となり土地の管理ができないため譲渡する。」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。譲渡人は非農地証明申請を提出された方と同一でこの度、所有されている農地について管理ができないということで処分されるものです。土地代は10アール当たり100,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、6件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですのでただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 4 番	<p>14番〇〇です。事務局にお尋ねしますが、1番は有償で買っていますが、移転した場合、転用できない期間の制約がありました。何年でしたでしょうか。</p>
事務局	<p>以前は3年3作を言っていたのですが、3年3作やればよいということになってしまいますので、今は特にありません。</p>
1 4 番	<p>移転を受けてすぐに転用できるということですか。法的にはどうですか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	制約はありません。
1 4 番	制約はないということですね。それでは慎重に審議しなければならないのでは。いきなり田んぼを農地でないものにする方法はなくはないでしょうが、転用して農地に使うとって使ってもらうことはよいが、何かの事情で使えなくなったときに制限がなかったら、すぐに建物を建ててもいいのかという議論が出た時にどう説明するか。
事務局	例えば、農地を取得されて若い方が帰ってこられるような事情があつて転用が必要になった時などはやむを得ないと思います。
1 4 番	(申請番号1番は) 図を見ると隣が原野で、前も後ろも。本当に田として水の問題、道の問題があるが、本人がやると言っていればよいが、やりかけたけれどうまくいかないという時に、3条で移転してなったのでここまでは頑張ると言えるかどうか。前に聞いたことがあるが忘れまして。
事務局	基本的に農業委員会としては農地は農地として耕作してくださいと言わなければなりません。
1 4 番	そこまでは言えますが。
議 長	3年3作が以前ありましたが、それも法的には根拠がありません。3年3作まではいけませんよということは外ずされているでしょう。
事務局	そうです。
1 5 番	(〇〇委員) いつからですか。転売、土地転がしの恐れがあり、それを防止するために何年間は何年間は作りなさいということがあつたと思うが。
1 4 番	そのような気がする。調べてほしい。
事務局	土地転がしの恐れは申請の段階で分かりますので。
1 4 番	それも分からないと思うが。法的に制約されているかどうか分ければいい。農地を農地として見ていくわけだから、何か制限があつた気がするが。調べて次回教えてほしい。
議 長	きちんと法律を確認して、次回の総会に説明させていただきます。 他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、以上で質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第149号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ。「議第149号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。 18ページをご覧ください。3件出ております。 申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 畑、現況 宅地で、面積は合計43㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は一般個人住宅及び、住宅1棟18㎡を建築されます。転用の理由は、家屋が老朽化していたので母屋を立て替え、住宅敷地として利用したいとのことです。 始末書が提出されており、「平成25年に母屋に立替え利用してきた」とのことです。農用地 区域外で、確認は〇〇委員さんです。 農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 畑、現況 宅地で、申請面積は158㎡です。申請人は、〇〇市〇〇区〇〇町の□□□□さん、転用目的は宅地進入路です。 転用理由は、宅地への進入路が無い為申請地を整備して使用したいとのことです。始末書が提出されており、「昭和60年から宅地進入路として利用してきました。」とのことです。 農用地 区域外で、確認は〇〇委員さんです。 農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△ほか2筆、地目は登記簿 畑が1筆、田が2筆、現況 山林、面積は合計1,240㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は植林で、杉380本を植林されます。</p> <p>転用理由は、「高齢となり管理ができず植林をしたい。」とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、「昭和63年頃より山林へ植林をしてしまった。」とのことです。</p> <p>農用地 区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、3件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
24番	<p>24番〇〇です。始末書1番と2番の案件ですが、1番□□さんは長い間転勤族で、その間はお父さんが仕切っておられました。お父さんが平成21年に亡くなられて、その後を□□さんが相続されました。会社を退職され、平成25年11月に老朽化した母屋を建て替えられました。この度隣接した土地に墓地を作るために土地家屋調査士に調査依頼したところ農地のままであることが分かり申請されました。無断で転用したことに深く反省されています。2番□□さんは、市道から宅地へ入る道ですが、これが畑であったということで今回宅地への進入路に転用したいということです。いずれにしても2件とも無断転用であり十分反省をされていますので、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
28番	<p>28番〇〇です。3番の案件ですが、始末書が出ております。本人も農地法の認識が無かったということでした。耕作地として条件が悪い場所であったがために、農地については自然に放置して荒廃させることにはこだわりを持っておられる人です。したがって植林をして田んぼや畑を活かそうということで植林をしてしまったということです。</p>
議 長	<p>ただ今事務局、確認委員から説明をいたしました。質疑はありますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。「議第149号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第149号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題150号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ「議第150号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>20ページをご覧ください。申請が2件出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は265㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は(株)△△代表取締役□□□□さんです。転用目的は資材置場で、碎石・砂置場、建設車両の駐車区画4台分を整備されます。転用理由は、「建設機材・車両置場及び資材置場を整備する。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃借料は10アール当り500,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿田・現況畑、面積は合計7,816㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さん、□□□□さん、□□□□さんです。借受人は〇〇県〇〇市の△△(株)代表取締役△△△△さんです。転用目的は事務所、倉庫、資材置場で、事務所1棟64.80㎡、倉庫1棟51.84㎡、計量器60.00㎡、建設資材852.00㎡、整備建屋170.50㎡を建設されます。転用理由は、「申請地他3筆7,816㎡を借り受け、機材センター(仮称)を新設する。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃借料は△△-△が10アール当り90,000円、その他の地番が10アール当り60,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
16番	<p>16番〇〇です。以前は田でありましたが、高速道路残土で埋められたものです。長年荒廃地として置かれており、何とかしてほしいという中で、田としては無くなりましたが荒廃地の解消で一安心しました。隣の土地も埋め立てたところであり荒廃地になっており何とかしてほしいところです。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。ただ今事務局、確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第150号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第150号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題151号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ「議第151号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は大東町1件、三刀屋町2件、吉田町1件、の計4件の申請が出ております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号4番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。</p> <p>14時45分まで、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号4番を除く案件について発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表願います。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。〇〇町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
28番	<p>28番〇〇です。〇〇町2件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第151号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号4番を除く案件については申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第151号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号4番を除く案件については申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号4番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、25番〇〇委員に</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>はご退席願います。</p> <p>それでは、申請番号4番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
4 番	<p>4番〇〇です。〇〇町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第151号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号4番の案件については申請のとおり妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第151号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号4番の案件については申請のとおり妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>25番〇〇委員にはご着席願います。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 制度改正に伴う新しい農業委員会の役割について</p> <p>(2) 制度改正に伴う地域自主組織からの推薦人数について</p> <p>(3) 雲南地区農業委員会連絡協議会総会・研修会について</p> <p>(4) 農業委員会視察研修について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員